

別表第1(第3条関係)

減免の対象

		障害の等級(程度)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2並びに2級のうち両手の全ての指の機能を全廃したものの	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		移動機能	1級～6級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特項及び1項～4項	
	聴覚障害	特項及び1項～4項	
	平衡機能障害	特項及び1項～4項	
	音声機能障害	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項及び恩給法(大正12年法律第48号)第1号表の3に定める第1款症～第3款症	
	体幹不自由	特項及び1項～6項及び恩給法第1号表の3に定める第1款症～第3款症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	特項及び1項～3項	
療育手帳	障害の程度が「A」と記載されたもの		
精神障害者保健福祉手帳(通院医療費公費負担番号が記載されているものに限る)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者		

(注1) 2級の1…両上肢の機能の著しい障害、2級の2…両上肢のすべての指を欠く者

(注2) 戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障害の程度が記載されている場合は、下表により新款として判定する。

新	款	第1款症	第2款症	第3款症
旧	項・旧款	第7項症	第1款症	第2款症

(注3) 原則として減免を受けようとする年度の4月1日までに手帳の交付を受けている者であること。

(注4) 手帳に記載された障害名が2つ以上の場合、各々の障害の程度について等級(程度)が認定されるため、あてはまらない場合がある。